

アメリカのロースクールの3年制課程について



会員 日野 真美

私は、アメリカのニュージャージー州にあるシートンホール大学（Seton Hall University）ロースクールの3年制課程（J.D. コース）を1999年6月に卒業し、ニューヨーク市にあったペニー&エドモンズという知的財産権専門の法律事務所では2002年10月まで働きました。今後私と同じように法学部出身ではないがアメリカのロースクールへ行ってみたい、アメリカで働いてみたい、と思われる方のために、何かのご参考になれば、ロースクールの3年制課程への進学について私の経験を交えて以下に述べることにします。

目次

1. アメリカのロースクールへ行こうと思いつ
2. アメリカのロースクールには3年制課程（J.D.）と1年制課程（L.L.M.）があること
3. ロースクール入学までの辛い道のり
 - (1) TOEFL の得点
 - (2) LSAT の得点
 - (3) 大学の成績および推薦状
4. もっと辛いロースクール生活
 - (1) シートンホール大学ロースクール入学
 - (2) ソクラテスメソッドと集団パニック
 - (3) 実践的なプログラム
 - (4) 上級科目
 - (5) ロースクールの先生たち
 - (6) 成績評価
5. 個人的な問題
6. さらに大変な就職活動
7. 学費の負担
8. 最後の仕上げ、司法試験
9. ロースクールその後

1. アメリカのロースクールへ行こうと思いつ

私は当時、大学の薬学部を卒業、大手製薬会社の研究所に勤務した後、大阪の特許事務所で弁理士として働いていました。事務所では、日本出願のほかにアメリカを含む外国の出願の依頼を受けることも多く、アメリカの特許法の勉強会なども行われていました。また、アメリカではその頃日本企業が被告になる大きな特許侵害訴訟が急増しており、私は、アメリカの特許法を現場で勉強できればいいなあという漠然とした憧れを抱いていました。

そんな折、夫のアメリカ転勤が決まりました。「それなら、私はアメリカでロースクールに行きたい」。私が

冷静で計画的な人間であれば、そんなことは思いつかなかったはずですが、アメリカのロースクールがどんなものかもまったく知らず、第一、当時私は日常英会話すらできず、外国人に道を尋ねられると走って逃げていたのですから。

2. アメリカのロースクールには3年制課程（J.D.）と1年制課程（L.L.M.）があること

アメリカのロースクールは、4年制の大学教育を終えた人を対象に、法律家を養成するための実践的な教育を行う学校です。3年制課程は通常は3年弱（8月に始まり5月に終わる）ですが、4年弱の夜間コースなどもあります。これを修了するとJ.D.（ジュリス・ドクター）という学位がもらえますが、これはドクターといってもPh.Dとは違い、法律家としての実務教育が一通り済んだ証のようなものでしょうか。3年制課程の目的は学問を究めることではなく、あくまで法律家の養成です。これとは別に、法律家を対象とした1年弱の1年制課程があります。これを終了するとL.L.M.という学位がもらえます。日本で法学部を出ていればこの1年制課程に入学することができます。1年制課程には、3年制課程を卒業したアメリカ人の他に、日本を始め各国の法律家が多く集まる一方、3年制課程はほぼ全員がアメリカ人で、外国人はごく稀です。

アメリカの司法試験は州ごとに行われ、ロースクール卒業が受験の条件です。ほとんどの州では3年制課程を修了していないと受験できませんが、ニューヨーク州は例外で、1年制課程で取った単位と日本での単

位を合計することによって受験することが可能です。

1年制課程は期間が短いというだけでなく、入学に際して法律家としての適正をみるためのロースクール入学共通試験 (LSAT) が要りません。これは3年制課程とは違ってもともと法律家を対象にしているためです。この試験については次項で述べますが、英語が母国語でない私たちにはとても難しく残念ながら高得点は望めないのが、この試験が要求されないことは1年制課程の大きな利点です。端的に言えば、英語が母国語でない場合にも、LSAT の得点の要求されない1年制課程であれば Harvard 大学や Columbia 大学などの有名校に入学することも不可能ではありませんが、3年制課程ではそのような有名校に入学することは帰国子女でもない限り不可能に近いと思います。

つまり、日本で法学部を出ていない人は出ている人に比べて2年分も余計に時間とお金をかけてロースクールに通わなければならない、さらに有名校には入れず、同じロースクール内で日本人専門家同士の人脈づくりも望めない、という一見不利に見える立場にいるわけです。

私の場合にはその上、夫のアメリカ駐在期間はおそらく1, 2年程度であるということでしたので、3年も学校に行くことができるかどうかについては甚だ不安でした。しかし、後にも述べますが、こうして半ば仕方なく3年制課程へ行ったことは、アメリカの法体系を一からじっくり学ぶことができたこと、そして就職に際しては文句なく3年制課程が有利であったことなどを考えれば、結果的には大変有意義なことでした。

3. ロースクール入学までの辛い道のり

ロースクール出願のためにはどうすればよいのか、まず、手がかりになる本を探しました。アメリカのロースクールについての日本語で書かれた本というのは多くありませんでしたが、「ロー・スクール留学ガイド」(瀬々敦子著、LEC 東京リーガルマインド編) という本を見つけました。これは何から始めたらよいのかを知る上で大変参考になりました。しかし当時と違って現在なら、インターネットでかなりの情報を得ることができるのではないのでしょうか。

(1) TOEFL の得点

3年制課程か1年制課程かにかかわらず、英語が母

国語でない外国人のアメリカのロースクールへの入学には、TOEFL で規定以上の得点を取ることが必要です。必要な点数は学校によって違います。ただし、TOEFL の得点は学校でやっていけるだけの英語力があるかどうかを見るに過ぎず、規定よりいくら高くてもとくに入学選抜に有利に働くものではないと思われます。

TOEFL の試験は当時は紙での試験のみで年に6回開催されるだけでした(現在はコンピューター試験になり、制度が変わりました)。目標点数に満たない場合には何度でも受験して、最高得点の受験結果だけを入学申請に使うことができるのは嬉しいことです(コンピューター試験になってからは制限があるかもしれません。ご確認ください)。

計画性に欠ける私は、アメリカへ行ってから TOEFL の勉強を始め、目標点数に到達するまで何ヵ月にも亘って何度も受験しました。準備にはアルクから出ている参考書を使いました。

(2) LSAT の得点

前述のように、アメリカのロースクールの3年制課程に入学するためには、ロースクール入学共通試験 (LSAT) の受験が必要です。LSAT は知識を試すのではなく法律家としての適正を見る試験です。マークシートによる多肢選択式の3時間弱の試験で、Logical Reasoning (短い文章を読んで主張を読み取らせる、批判的な読解力を見る試験)、Analytical Reasoning (分析能力を見るための難解なパズルのような試験) および Reading Comprehension (長文を読んで内容が的確に理解できているかを見る試験) の3セクション及び小論文が含まれます。実際の試験では、受験者の座席の列ごとに問題の順番を変えたり、ダミーのセクションを設けて(どれがそうだかは分からない) その回の難易度を他の回と比較するなど、できる限り公正に試験を行うための工夫が凝らされていました。

試験は年に4回開催され2年間に3回まで受験が可能ですが、TOEFL とは異なり、最高得点のみを入学申請に用いるということは不可能であるということに注意が必要です。LSAT では、交付される得点表にそれまでの得点すべてが掲載され、ロースクールに報告されます。このため友人で2回以上受けた人はいましてしたが、私は1回目の得点が低かったので結局

3回受験しました。

LSAT 対策として、まず練習問題の本を買いましたが、ほとんど解けず役に立ちませんでしたので、キャプラン (KAPLAN) という塾に半年ほど通いました。塾での勉強で、Logical Reasoning や Analytical Reasoning のセクションの得点を増やすことはできました。これらの問題文はそれほど長くないので、少し慣れれば問題の解き方が上手になってくるからです。しかし、Reading Comprehension は問題文が絶対に読みきれないほど長く、つけ焼刃の練習ではどうにもなりません。このセクションのおかげで、残念ながら私はどうあがいても全受験者の平均点程度の得点しか得られませんでした。

(3) 大学の成績および推薦状

学校によって違いがありますが、上記 TOEFL の得点、LSAT の得点に加えて、大学の成績平均点、恩師などに書いていただく推薦状、及び小論文などをそろえて出願します。大学の成績は、日本の母校から英文の卒業証明および成績表を取り寄せ、これを指定の第三者機関へ送り手数料を払ってアメリカの大学と同等であることの評価をしてもらわなくてはなりません。

推薦状は日本の大学の恩師と、勤めていた特許事務所の所長にお願いしました。推薦状はどのロースクールでも、本人のことをよく知らない高名な先生に書いてもらうよりも、本人のことをよく知っている人に書いてもらうようにと強調しています。アメリカの大学の先生や上司などであればこのような推薦状はお手の物で、また、日本でも法学部の教授や大法律事務所のパートナーであればおそらくロースクールへの推薦状を頼まれることも少なくないと思われます。しかし、薬学部の教授や特許事務所の所長ではロースクールへの推薦状をしかも英語で書いてくれと頼まれてもさぞお困りになるだろうと思って大変恐縮しましたが、どちらも大変快く書いてくださったのはありがたいことでした。ただし、ずうずうしいと思いましたが、その際には推薦状にはどのようなことを書いてほしいのか、はっきりと英語で書いてお知らせしました。そのほうが書いてくださる方にとっても便利だと思ったからです。

小論文はロースクール入学の動機について2,3頁書き、念のため日系アメリカ人弁護士の先生に見ていた

だきました。なお、推薦状のお願いや小論文を書くにあたっては「大学院留学のためのエッセーと推薦状」(カーティス・S・チン著アルク発行) という本が大変参考になりました。

どこのロースクールもはっきり公表はしていませんが、おそらくそれぞれ何らかの計算式に基づいてLSAT の得点と大学の成績平均点を総合して出願者を並べ、合格者の過半数をこの上位者から選んでいるようです。そして、成績下位の者を切り捨てて残った人々の中から、小論文や推薦文、人種、性別及び経歴などを考慮して残りの合格者を選んでいるのではないのでしょうか。これは学生の顔ぶれが偏らないようにするためです。どの学校も学生の顔ぶれが多様であることを自慢しており、シートンホール大学も例外ではありませんでした。私はLSAT の点数は高くありませんでしたが、大学時代の成績はそれほど悪くなく、何よりも経歴がとても珍しかったので、それが考慮されて入学できたのだらうと思います。

4. もっと辛いロースクール生活

(1) シートンホール大学ロースクール入学

シートンホール大学ロースクールは、4年生大学(上智大学と姉妹校だそうです)があるメインキャンパスとは離れて、ニュージャージー州のニューアークの駅に近い街中のオフィスビルの1階から5階を占めており、吹き抜け部分に空中廊下が走るモダンな学校です。自宅からは渋滞がなければ、高速を走って車で30分でした。

初日は入学式とは言わずにオリエンテーションといひます。登録を済ませて椅子に座ってざっと見たところ、アジア系の学生は一割にも満たない感じでした。学部長は、「右を見て、左を見なさい、3年後君たちのうち1人しか残っていないだろう、というのは昔の話です。山頂には十分なスペースがあるので、他人の足を引っ張る必要はありません。助け合いましょう。また、あなた方がこの学校に入るために助けてくれた人たちのことを忘れてはいけない、感謝しなさい」というようなお話をされましたが、私は、こここのところで泣けてきて仕方ありませんでした。本当に、いろいろな人に助けていただいてとうとうロースクールに入ることができたと思うと、感謝の気持ちでいっぱいでした。

(2) ソクラテスメソッドと集団パニック

かなり昔の映画ですが（1970年代だと思います）、Harvard 大学のロースクールの1年生の生活を描いた「Paper Chase」という映画があります。ロースクールへ入る前に見ましたが、先生の授業はいわゆるソクラテスメソッドで何がなにやら分からず、学生は皆なんだかパニックになっていて、何しろ自殺者まで出るのはです。うわー、大変だなあと驚きました。実際のロースクールでは自殺者こそ出なかったものの、やはり授業はよく分からず、1年目は集団パニックの様相で、学校を早々に辞めていく者も少なからずありました。ああ、映画はまったくうそではなかったのだな、と後に思いました。

ほとんどの授業で、分厚い判例集が教材として使われ、授業は、学生はすでに判例を読んで理解しているものとして進められます。教授は教室に入ってくるなり「ミスター誰々、今日は君の日だ」などと言って学生を指名します。「この事件について説明して」「問題点は？」「どうしてそれが問題なんだね？」「もし君が被告側の代理人だったらどうする？」と質問を浴びせていきます。いわゆるソクラテスメソッドと言われる方法で、教授は「そう。そのとおりだね」とか「いや、実は答えはこうなんだ」などとは絶対言いません。さらに質問を重ねて議論を深めていく、という寸法です。私はもともと理科系なので、真理を追究するのが学問、つまり答えは1つだと思っていたので、この何が答えだかわけがわからない議論が授業だとはいばらくの間信じられませんでした。授業1回につき判例集を3、40ページ読んでいかななくてはならず、その挙句に何を勉強しているのかよくわからないので悲しくて、帰りの車を運転しながら涙が出ました。

このような授業には、実は、答えに至るまでの論理的な思考方法、及びどんな場合にも議論の余地があるということ学ぶという意味があるのだなあとわかったのは随分後のことです。また、ソクラテスメソッドは、学生の回答如何でどちらの方向に話が進んでも議論を効果的に進めていくことが必要なので、教授には相当の力量および準備が要求されますが、授業はいつもよく準備されており教授も大変だったろうなあと、後になって思いました。

帰りの車で涙が出た後に、クラスメートのムジーンにその話をすると、「参考書を買ったら？ よくわかる

わよ」と教えてくれました。何のことはない、判例集だけじっくり読んでいても良く分からないので、ちゃんと判例について要点をまとめ、法律要件を整理してくれている参考書（Emanuel や Gilbert）がありました。学生はほとんど例外なくこのような参考書を持っていました。これを読んでも教授の質問攻め対策にはあまりなりません、少なくとも授業で何が起っているのかはわかるようになります。

3年制課程では卒業のためには85単位以上が必要です。通常、1年目には必須科目の憲法（5単位）、契約法（5単位）、民事訴訟法（5単位）、不法行為（4単位）、不動産法（5単位）及びリーガルリサーチ&ライティング（3単位）（合計30単位）を履修することになっており、私の1年目前期の時間割は次のようなものでした：

月曜日	10時40分から11時35分：憲法
	11時45分から1時：不法行為
火曜日	9時35分から10時30分：契約法
	10時40分から11時35分：民事訴訟法
	1時55分から2時50分：不動産法
水曜日	8時30分から10時：リーガルリサーチ&ライティング
	11時45分から1時：不法行為
木曜日	9時35分から10時30分：契約法
	10時40分から11時35分：憲法
	11時45分から1時：不法行為
	1時55分から2時50分：不動産法
金曜日	9時35分から10時30分：契約法
	11時45分から12時40分：事訴訟法

こうしてみると授業は1日にせいぜい3、4時間でそれほど長時間ではありません。しかしそれぞれの授業についての予習の時間は1、2時間では済みませんし、復習にはそれ以上に時間が必要です。また、リーガルリサーチ&ライティングなどはとくに大量の時間がかかります。そのため多くの学生は学校の図書館で夜遅くまで勉強していましたし、週末も少なくとも土曜か日曜のどちらかを勉強に当てないといけません。学生たちは自主的に勉強グループを作って集まり、ああでもない、こうでもない議論したあげく、手分けしてそれぞれの授業のまとめを作って期末試験に備えようとしています。しかし、何しろ授業がわけが分からないし分量が多いのでなかなかうまくいきません。作ったま

とめが全部で300ページ以上あって、まとめになっていなかったりします。私も科目によっては勉強グループに参加しましたが、あまり効率的な勉強法ではなく、試験が近づくにつれて顔が青ざめ引きつってきました。

試験は単位数によって3時間から4時間の論文式で、持込み不可の場合、持込み可の場合があります。また、自宅持ち帰り試験もあります。教科書を見てよいのは楽かと思うと間違いで、当然ですが教科書を見ても答えられない問題が出されます。もっと悪いのは自宅持ち帰り試験で、期間中に教務課へ行って受け取り時間のスタンプを押してもらって問題を持ち帰り、制限時間内に回答を提出します。制限時間は通常72時間ですが、テーマを与えられて制限時間内に論文を書くようなもので、そんな短時間にどうすればいいの！と泣きたくになります。結局、一番ましなのは持込み不可の試験でしたが、それにしても相当のプレッシャーで、試験直前に倒れて入院する者、試験中に叫んで教室から出て行ってしまう者など、実際にありました。

ロースクールの1年目というのはどうしてこのように学生たちにぐいぐいとプレッシャーをかけるように作られているのでしょうか。おそらく、法曹の仕事は案外泥臭くてハードワークが要求されるので、そのための適性を見るという意味もあるのではないかと思います。実際に、こんなことはやっていられない、耐えられないと言って学校を辞めていく人が少なからずありました。学校を卒業し、司法試験を受けて、弁護士になって働き始めて初めて「この仕事は自分には向いていない」と気づくのでは本人にとっても、社会にとっても良いことではないということでしょう。

また、アメリカの弁護士の間には、共通の苦難を乗り越えたという郷愁交じりの共感があるようでした。このロースクール1年目の集団パニックの経験は1年制課程にはないものなので、1年制課程卒業生は後に弁護士になってから何かの折に3年制課程卒業者の間には入り込みがたいものがあることを感じるのではないのでしょうか。

ロースクール1年目はアメリカ人の学生でもそれほど大変なのに、私にはその上、言葉の壁があります。

「私は、言葉が良く分からなくて大変なのよ！」という、アメリカ人の友人たちは「そんなの、私たちだって同じよ。法律用語なんてちんぷんかんぷんで英語じゃないもの」と、まったく分かってくれません。そ

の辛さをぜひ日本人と分かち合いたいと思い、学校中を日本人を探して歩きました。同じクラスには日本人はいなかったのですが、どこか別のクラス、別の学年にいるかもしれないと思ったのです。警備員が教えてくれた日本人は日本語が話せない日系三世のクレイグ田辺さんだったし、上級生の教えてくれたのは韓国系アメリカ人のスウ・ミさんだったし、やっと見つけた日本生まれ日本人のJunはハワイ育ちで、日本語で話しかけると顔が引きつるのでした。日本語で愚痴を言い合えたらどんなに癒されるだろう、と始めた日本人探索でしたが、結局見つかりませんでした。

しかし、ロースクールも途方にくれる学生たちをただ放っておくわけではなく、サポートシステムも充実していました。たとえば、前年の優等生が教授アシスタントとして学校に雇われており、補習をしてくれたり、試験前の相談に乗ってくれたりします。期末試験などは過去問がちゃんと製本されて図書室に置いてあって、コピー自由でした。言葉の問題もあって、私の落第するのではないかという恐怖は大変なものでした。後に詳しく述べますが、全米弁護士会(ABA)の規定で、成績は絶対評価ではなく相対評価で、さらに成績が規定に満たない学生は進級できなかつたり、卒業できなかつたりすることが決められています。学部長に「言葉が不自由なので、試験の時間を余分にください」と直訴したところ、「だめ。もし時間が余分にほしいのなら、学習困難児である旨の診断書が必要だ」とあっさり断られました(但し、学校によっては外国人には余分に時間をくれるところもあるそうですので、確認が必要です)。そのかわり、過去問をやってみてそれぞれの教授に見せるようにとアドバイスされ、そのとおりにした結果何とか初めての試験も乗り切ることができました。ただ、前期試験で最悪の成績だった憲法については、教授アシスタントのフルクワンに頼み込み、半年間答案の書き方を個人的に見てもらいました。さらに強力なサポートとしては、後述の充実した図書館及びライティングアシスタントの先生の存在も忘れるわけにはいきません。

(3) 実践的なプログラム

授業には上述の問答形式のものだけでなく、実践的なものが多数ありました。例えば1年目のリーガルリサーチ&ライティングは、1クラス10人程度の少人数

で、リーガルライティングのイロハ、図書館でのリーガルリサーチのやり方、判例の引用の仕方などを徹底的に叩き込まれ、宿題が出されます。宿題は、与えられた架空の事実設定に基づいて、リサーチしたり、法律事務所のアソシエイトからパートナーあてのメモランダムや訴状を書いたり、リサーチをし、下書き段階でいったん教授から個別に詳細なアドバイスをもらって書き直し、さらに相談して書き上げました。このトレーニングは、後に法律事務所で働くようになってからも大変役に立ちました。

膨大な判例の中から適切な判例を見つけて不慣れなリーガルドキュメントを書かなくてはならない学生たちにとって、図書館は心強い味方です。どこのロースクールにも専用の図書館がありますが、シートンホール大学のロースクールには3フロアにまたがるすばらしい図書館がありました。全米各州の判例集が並び、コンピューターが何台も揃っており、自習のスペースがたっぷり、そして予約して使えるコンピューター付きの個室もたくさんありました。この自習スペースは、ときには4,5時間にもなる授業の空き時間や試験の準備などのためになくはないものでもあります。しかし何よりも助けになったのは常時5,6人いる有能で親切な司書で、どんな質問にもいやな顔ひとつせず答えてくれました。さらにもっと強力なのは、ライティングコンサルタントの先生です。学生のライティングに関するあらゆる相談に乗ることを目的に雇われており、弁護士の仕事をしながら週に3日くらい学校にいて、学生は予約を取ってじっくり相談に乗ってもらうことができます。ライティングのクラスの教授とはまったく独立なので、愚かな質問をすると成績に響くといった心配をせずに相談できます。これらのサポートのおかげでどれだけ助かったか知れません。

2年目には上訴弁護というクラスがありました。ここではやはり架空の下級審の経過書類を与えられ、リーガルリサーチをし、アドバイスを受けながら上訴の訴状を書き、それに基づいて口頭弁論の練習をしました。クラスの終わりには、法廷を模した教室で判事役の卒業生ボランティア3人を前に口頭弁論をする、といったこともやりました。

また、3年目には民事裁判実務というクラスがありました。このクラスでは、現職の連邦地裁判事であるレクナー判事が事実審理の手続きについて教えてくだ

さいました。架空の事件について12人の学生を半分ずつ原告側と被告側に分けて、冒頭陳述に始まって証拠を提示しながらの証人尋問、最終弁論。法廷を模した教室で、本物の判事を前にして弁論を行うのはドキドキします。驚いたことに、そんなことはぜんぜん平気そうに見えるアメリカ人の友人たちもみな青い顔をして震えていて、「なんだ、やっぱり皆怖いんだ」と嬉しくなりました。皆大変そうでしたが、それだけにこの授業をひととおりで終わると随分自信がつかしました。

そのほかにも、私はとりませんでした。模擬裁判のクラスもあり、このクラスの学生はチームを組んで模擬裁判の全米大会に出場したりしていました。実践的なプログラムの最たるものはクリニックと呼ばれるもので、これはどこのロースクールにもありますが、学生が先生の監督のもと実際に弁護士としてクライアントと面接したり、訴状を書いたり、裁判所に行ったりします。シートンホール大学では消費者法、住宅法、移民法、受刑者弁護法、少年法及び家族法に関するクリニックがありました。学校外で働かせてもらって単位をもらうエクスターンシップというプログラムも一般的ですが、シートンホール大学のエクスターンシップは国税庁で働くことになっていました。

(4) 上級科目

アメリカのロースクールはどの学校も同じ科目を教えているというわけではありません。司法試験に出るような科目はどこのロースクールにもありますが、たとえば特許法のクラスなどはない学校もあります。私の通ったシートンホール大学では、特許およびその他の知的財産権に関するクラスが大変充実していました。特許法、商標法、著作権法の他に、特許請求項の書き方、特許明細書の書き方、エンターテイメント法、スポーツ法、コンピューター法、バイオテクノロジーと法律、知財トピックスなどのクラスがあり、そのほとんどは実際にその方面で活躍中の弁護士が教えてくださいました。特許請求項の書き方や特許明細書の書き方のクラスなどは、10人前後の学生にベテランの特許弁護士が1人ついて毎週宿題を出してこれを添削しながら教えるという贅沢な授業で、人気が高くてなかなかとることができません。知財トピックスのクラスも定員が12人くらいで、やはりベテランの特許弁護士が知的財産権法についての最新のトピックスについて授

業をし、さらに、自分の知り合いの、活躍中の弁護士を呼んできて話をしてもらおうという、素晴らしく興味深い授業でした。

専門職責任（倫理）のクラスはどこかのロースクールにもあり、しかも履修は必須です。このクラスでは、各州及び全米弁護士会の法曹倫理規定に基づいて、いろいろな想定事例及び判例についてディスカッションします。正直言ってあまりわくわくするような内容ではありませんが、弁護士になるためには各州の司法試験のほかに、全国共通のMPRE（専門職責任共通試験）という別個の試験に合格することが要件なのです。倫理違反では資格の剥奪もあり得るので、真剣にならざるを得ません。

(5) ロースクールの先生たち

前にも触れたとおり、先生にはいろいろな方がいらっしゃいました。フルタイムの教授もそうですが、とくに非常勤の先生方は本職が法律事務所や会社に勤める弁護士であったり、検察官であったり、判事であったり実にいろいろです。私が商標法と著作権法を教わったポリターノ教授は、本職がAT&T（アメリカ電話電信社）の社内弁護士で、それらの法律についての豊かな知識と経験があり、人懐っこいお人柄です。「そうそう、この前うちの会社で大きなプロジェクトがあって、商標を決めるので大変だったんですよ」などと経験談も入って、とても興味深い授業でした。それでも本業を終えてからになるため授業は8時スタートと遅く、そのためクラスは学生が数人しかいなくて、私としては大満足でした。これらの実務家の先生方は、ご自分の実績についてとくとくと語るといことは決してありませんでしたが、実際に活躍している人を目の当たりにするというのは将来の自分を思い描く上でどれだけ役に立つかしれません。

フルタイムの教授でも、その経歴はいろいろです。学生に特に人気のあった刑法のコーンウェル教授は、エール大学ロースクール卒業後、連邦地裁判事と連邦高等裁判所判事のロークラークを勤め、その後司法省の人権部で公判弁護士を勤めながらジョージワシントン大学ロースクールで教えた後、まだ30歳そこそこで、シートンホール大学に来られました。70人ほどいる学生の顔と名前をすぐに覚えて、階段教室を飛び跳ねながら毎回かならず全員を指名します。テレビの刑事も

のの一部を自分で録画してきて、判例に基づいたディスカッションの後に見せて「はい、マミ、今の尋問には問題はありませんでしたか?」「そう、尋問の前にミランダ警告がありませんでしたね」「はい、じゃステファニー、ミランダ警告について説明してください」などと質問します。指名されるスリルと楽しい授業で刑法はすっかり頭に入り、司法試験前にも特に勉強しなくてよいくらいでした。

また、最も学生の尊敬を集めていた教授の1人ギボンズ判事は、長年連邦高裁の判事を務められた後、シートンホール大学で憲法を教えておられました。もうすでに70歳近いお歳でしたが、授業時間中は背筋を伸ばして階段教室を歩き回られ、穏やかな口調で鋭い質問を連発してディスカッションをリードされ、その論理の冴えに舌を巻くことがしょっちゅうでした。また、年齢的にも古き良きアメリカ紳士で、ある日、私が憲法の授業の後に教壇に駆け寄って質問をしようとしたところ、「オフィスに行って話そう」とおっしゃいました。「はい」と喜んで返事をしましたが、ギボンズ判事は止まったまま少しも動こうとしません。しばらく怪訝な顔をしていると、「お先にどうぞ」。レディーファーストなので、私が先に立って歩くのを待っておられたのです。学生の私が大先生の先に立って歩くのは、日本ではありえないことであると主張したところ、「ここは日本ではなくアメリカである」と譲らないので、私たちはしばらくの間なかなか進むことができませんでした。

(6) 成績評価

ロースクールの学生はとてよく勉強し、また成績を気にします。成績が悪いと、文字通り卒業できないからです。たとえば、1年終了時、2年終了時に成績がそれぞれの規定に満たない場合には退学させられてしまいますし、またクリニックやエクスターンシップなどのプログラムには規定の成績に満たないと応募できません。それに成績がよくないと就職もままなりません。たとえHarverd大のような有名校であっても、成績の悪い人は就職が難しいのです。

成績はA+からD-までで評価され、必須科目については相対評価で、クラスの何割にA、何割にB、何割にCという基準が決められていますので、いくら皆ががんばっても必ず誰かにCがつくことになっています。

必須科目以外はそのような割合の規定はありませんが、いずれにしろどのように成績をつけるかということは学期の初めに明らかにされています。成績について、学生が先生に抗議に行くこともしばしばです。日本の大学では、単位を落とさないように気をつけることはあっても成績に汲々とするとはなかったもので、このような成績へのこだわりにはただ驚くばかりでした。

上記のような厳しい成績のつけ方は全米弁護士会 (ABA) によって要求されています。また、ABA は成績のつけ方だけでなく最低授業時間数を規定していますので、ロースクールは、必ず出席をとり、出席率は75%以上になるようにしています。ロースクールは、ABA の認定がないと、ほとんどの州では卒業生が司法試験受験資格を取ることができなくなるので、これらのルールに従わなくてはなりません。

試験成績は、学期末試験の2、3週間後に掲示板に張り出されます。学生たちはこれを「叫びの掲示板」と呼んでいました。幸いなことに、名前ではなく、試験用のコード番号で発表されるので誰がAを取ったか、誰がDをとったかは他人には分からないようになっていました。

また、前述のように学期末試験には持ち込み不可の試験、持ち込み可の試験、時間制限付きの持ち帰り試験などがありましたが、試験での不正は見つければ退学を含む重い処分が普通です。同じ学年の学生が試験で不正を働いたことが問題となったときには、教授委員会にかけられ、半年間の停学および100時間の公共サービスという処分になったと発表されました。

さて、ロースクールで評価されるのは学生だけではありませんでした。毎学期の終わり近くになると、授業中に評価表が学生全員に配られて、その授業の担当教授の細かい評価を行います。評価表の配布回収は学生が行い、記入中は、教授は退室するという厳正さです。フルタイム教員に終身身分を与えるかどうか、パートタイム教員の雇用を更新するかどうかといった決定では、学生による評価も多分に考慮されるようです。

5. 個人的な問題

ロースクールの2年目が半分終わったころ、夫の日本転勤が決まりました。当初1~2年と思われた駐在生活は結局カリフォルニアからニュージャージーへの転勤もあり全部で4年と長くなったのですが、やはり私

の卒業までは無理でした。しかし、せっかく辛い1年目を終え、あと半分というときにロースクールを中退するのは良くないだろうという夫の理解を得て、「それじゃ、卒業したらすぐに日本へ帰るから」ということで、単身アメリカに残ることにしました。

6. さらに大変な就職活動

ロースクール1年目終了後の夏休みはニューヨークの中規模の法律事務所で、無給で簡単な仕事をさせてもらいました。ロースクールの学生は、夏休みといえども将来の就職を考えて、何かそのためにプラスになることをするというのが普通なのです。夏休みに集中クラスを取って、後の生活を少しでも楽にするという手もあります。いずれにしろ旅行に行くというような人はいませんでした。

ロースクール2年目の時間割は1年目とそれほど量的には変わりませんが、気分的には楽になりさらに要領を覚えるので勉強時間は少し減ります。しかし今度は就職活動に莫大な時間と労力をつぎ込んで、胃の痛くなる毎日が待っています。大部分の学生は、2年目終了後の夏休みに法律事務所の見習いアソシエートとして働かせてもらうために、大変に手の込んだ履歴書と手紙を用意し、これを100近くの法律事務所に送ります。このサマー・アソシエート・プログラムに入れてもらうことがその後の正式採用に直結しているので、学生はととても真剣です。ありとあらゆる手で履歴書を送り届け、運良く1次面接にこぎつけければ2次面接に。私は卒業するとすぐに日本へ帰らないといけないので就職は必要ないのですが、ぜひともサマー・アソシエートを経験したい、と思っていました。

各事務所の採用担当者には、当然毎週何百という履歴書が届くこととなります。したがって、履歴書を見て成績の良い人はどんどん切り捨てるので、1次面接にこぎつけるだけでも大変なことです。大抵は、出した数とほぼ同数のお断りの手紙をもらって、悲嘆にくれることとなります。性格もゆがんでしまいます。私がスーツを着て就職課で面接の順番を待っていると(学生は皆普段とても汚い格好をしているので、スーツを着ていると面接であると分かります)「なんであなたなんかはスーツを着ているわけ?」と通りがかりに意地悪を言う学生もありました。私も履歴書をたくさん送り、たくさんのお断りの手紙をもらいましたが、

何件か1次面接に呼ばれました。でも、2次面接には呼ばれません。「なぜだろう？」そのころまでには、英語会話は不自由なくなっていました。しゃべる内容は日本人のままで、「英語はあまり上手ではありませんが、頑張ります」と謙遜口調でした。何か間違っているに違いありません。遅まきながら「おばかさんのための面接」という本を買って勉強しました。何事もポジティブに言うことがあります。「私のリーガル・ライティングの成績を見てください。ライティングには自信があります。もし貴事務所で働くことができたなら、この能力を生かして貢献できる自信があります」という具合です。話していて気持ち悪いことこの上ないですが、郷に入っては郷に従えです。

そうこうしているうちに、非常に運良くニューヨーク市の知的財産権専門の法律事務所ペニー&エドモンズのサマー・アソシエート・プログラムに入れてもらうことができました。シートンホール大はニューヨーク市とはハドソン川を隔てたニュージャージー州にあるのですが、この川を渡って就職するというのはずいぶんと大変なことのようでした。成績の良いことを鼻にかけたジュニアという学生が「ああ、忙しくて疲れちゃうわ。私、シティで働いているから」（ニュージャージーで「シティ」というとニューヨーク市のことです）とわざわざ自慢しているの、ほう、そんなに自慢なのか」と思いました。なるほど、それまで「こいつは英語は下手だし、きっと何かの特別措置でロースクールに入ったに違いない」という感じだった周りの態度が、私がニューヨーク市の法律事務所ですと決まるとたんに尊敬のまなざしに変わったようでした。

中には、ロースクール卒業と同時に法律事務所ではなく、裁判所の判事の下でロークラークとして1~2年働く人もいます。連邦裁判所などでロークラークとして働いた経験はとても自慢できるものですし、その間に培った人脈はその後の弁護士生活にはかけがえのないものになります。したがって、なりたい人も多いので競争率は高く、特に優秀な学生が選ばれます。私の成績は中の上といったところだったので、ロークラークになることなど考えもしませんでした。バイオテクノロジーと法律というクラスを一緒にとっていたクラスメートがCAFCでロークラークをやることになったと聞いたときには、他人事ながら大変誇らしい

気持ちがありました。

ロースクールの3年制課程と1年制課程ですが、もし1年制課程に行っていれば当然夏休みはないので、サマー・アソシエート・プログラムに参加することもなく、就職活動の機会は圧倒的に少なくなってしまうことでしょう。また実際問題として、日本が好景気であった1980年代ならいざ知らず、現在では日本人でロースクールの1年制課程を卒業したというだけでは、いくら日本で弁護士や弁理士の資格を持っているといっても就職は至難の技だと聞いています。そんなこととはまったく知らずに3年制課程へ進んだ私でしたが、もし何らかの理由で1年制課程に入っていたら、アメリカで就職することは不可能だったと思います。

サマー・アソシエートになりたいと思っていた私ですが、サマー・アソシエートプログラムがどんなものなのか、実はよく知りませんでした。きっと弁護士の小間使いのようなお仕事をさせてもらって勉強をするのだらうと思っていました。参加してみて驚いたのは、かなり本格的な仕事をやらせてもらえるということです。それに毎週パーティーやら観劇やら大変派手なことです。ニューヨーク市にある大手の事務所は他の事務所に優秀な学生を取られないように、面白い仕事を与え、さらにおいしいものを食べさせて、いかに良い事務所かをアピールするのです。学生の方は、ほぼ3か月間の間に自分がいかに優秀かをアピールして、夏の終わりには採用の内定をもらおうと頑張ります。その年のサマー・アソシエートは全部で25人いました。皆とても優秀そうに見えます。私は卒業後は日本に帰るので内定はいらないのですが、そこは働き者の日本人です。一生懸命はたらきました。そして、驚いたことに、夏の終わりには内定をもらってしまいました。まったく期待していなかっただけに、天にも昇るような気持ちです。ロースクールでは、就職課の先生が万歳をしてくださいました。すぐに夫に相談して「やっぱり、ロースクールを出ただけというのと職務経験があるのとではぜんぜん違うし」ということで、さらに大きな夫の理解を得て、1年ほど仕事をしてから日本に帰国することにしました。

ロースクール3年目は、就職が決まっていればあとは学校の勉強だけで、卒業論文を書かなければならないなど決して暇ではないにしろ、最初の2年間ほどストレスはありません。私はクリニックやエクスターン

シップをする代わりに、サマー・アソシエートをさせてもらったペニー&エドモンズ事務所で引き続きパートタイムで働いて実務を勉強することにしました。授業を水曜、木曜、土曜にかためて取って、月曜、火曜と金曜は働きました。お給料ももらえて一石二鳥でした。

7. 学費の負担

お給料と言えば、ロースクールには入学金に相当するものではありませんでしたが、授業料は大体その当方で1年間に2万ドル程度でした。シートンホール大学は私立の学校でしたが、公立の学校はそれよりもかなり安く、また私立の学校間でも少し差があったようです。私は幸い蓄えがあったのでそれを学費に当てましたが、お給料がもらえて大変助かりました。友人には奨学金をもらっている人もいましたし、成績の良い学生は教授のリサーチ・アシスタントや、前述の教授アシスタントになって学校からお金をもらうことも出来ました。学校によってはお金をくれるだけでなく、授業料を免除してくれるところもあるそうです。しかし、友人の大部分は学生ローンを借りて学費をまかしていました。学生ローンは他の無担保ローンよりは少し利率が低いようでした。

私の通ったシートンホール大学を始め、3年コースに加えて4年の夜間コースを設けているロースクールも多くあり、仕事を続けながら夜間コースに通う学生も多くいました。仕事を続けながら通学するのは職場の理解がある場合がほとんどで、ペニー&エドモンズ事務所も理科系の博士号を持つ人をロークラークとして雇い、夜間コースの授業料をすべて負担していました。しかし、いくら職場に理解があるとしても、やはりロースクールの勉強をしながら仕事を続けるのは大変なことです。ただ、そのような場合には就職の心配がないので、よい成績をとるために血眼にならなくてよいこと、就職活動をしないでよいことなど、3年コースの学生よりも楽な面も少しあります。

8. 最後の仕上げ、司法試験

ロースクールの卒業式は通常5月の末です。房のついた角帽をかぶり、スクールカラーのガウンを着て、さらにロースクール3年制課程卒業の印であるフードをたらしめます。アメリカの卒業式は初めてだったので、夫、自分の両親及び夫の両親にわざわざ来てもらいま

した。アメリカの卒業式は晴れがましさに満ち満ちていてとても陽気です。入学式では泣いていた私も満面の笑顔で、クラスメート皆とつぎつぎに抱き合って卒業の喜びを分かち合い、屋外の大きな公会堂で、名前を呼ばれて壇上へ上がり学位をもらいました（ただ、映画でよく見るように、式の最後に全員で帽子を投げ上げる、というのはありませんでした。帽子とガウンは皆借りもので、式の終了後すぐに業者に返却してはいけなからでしょう）。

各州の最初の司法試験は7月の末にあります。卒業から試験までの2ヵ月間、ほとんどの人がするように、私もバーブリ (BarBri) という試験対策のための塾に通いました。その期間、バーブリはロースクールの講堂などを借り切って、ビデオによる講義を行います。全米から集められた人気のあるロースクール教授が入れ替わり立ち代り試験に出る全科目の講義を行うビデオで、ロースクールとは違ってディスカッションなし、単刀直入に試験のために覚えておくべきポイントを教えてくれるのです。学生の中には「なんだ、ロースクールに3年も行かないでもこの2ヵ月間バーブリで勉強するだけで充分じゃないの」と言う者も出る始末です。それに加えて、PMBR という多肢選択式共通試験対策の1週間コースにも参加しました。

司法試験は州ごとに行われますが、大体2日間で1日は午前と午後3時間ずつのマークシートによる多肢選択式共通試験、もう1日は州別の小論文試験です（ただし西海岸地方では3日間で、小論文が2日とのこと）。日程の関係で、もし多くの州で受けたいと思っても、1度に2つの州の試験しか受けられません。私はニューヨーク州の試験だけを受けました。多肢選択式共通試験は、憲法、契約法、不動産法、不法行為、民事訴訟法の5科目だけですが、ニューヨーク州の小論文試験は、これらに加えて会社法、相続法、連邦管轄、商業文書、ニューヨーク州手続法など20あまりの法律から、各1時間の小論文の問題が、午前3問、午後3問、合計6問出題されます。これらの総合で合否が決定され、発表は11月の下旬に行われます。司法試験は年に2回で、7月末のほかに2月の末にもあります。ニューヨーク州の司法試験の合格率は他州と比べて低いとされていますが、夏の試験で大体毎年70%前後、冬の試験は毎年45%程度です。

私はニューヨーク市民ではなかったために、州都

オールバニーで受験しなくてはなりませんでしたが（市民は市内の会議場で受験します）。試験前日、アムトラックという列車に3時間揺られてオールバニーへ入り、数ヶ月前から予約していたクオリティーインホテルに泊まりました。試験10日前に知らされた試験会場もなんとクオリティーインホテルで、私は試験会場ホテルに宿泊という幸運でした。このすばらしい幸運と、また日本で磨いたマークシートの腕を生かした多肢選択式共通試験の高得点のおかげもあり、ニューヨーク州の試験には1回目に合格することができました。

9. ロースクールその後

1年間の実務経験を得て帰国すると約束した私でしたが、結局丸3年間働き、2002年に帰国しました。サマー・アソシエイトとその後学校に通いながら働いた期間を入れるとほぼ4年間ペニー&エドモンズで働いたこととなります。アメリカの法律事務所働くとはどういうことか、アメリカの弁護士はどのように働くのか、実際に自分がアメリカの弁護士として事務所で働いて体験することができてどれだけ勉強になったか、言葉に尽くせません。このような素晴らしい経験及びそこから得られる知識はお金で買えるものではありません。常に一番の理解者として支えてくれた夫へも、感謝の気持ちでいっぱいです。

よく、アメリカで仕事をするのと日本で仕事をするのとどちらがよいかと訊かれます。アメリカで仕事をする上でよいところは、何にしてもルールが比較的明確なことでしょうか。外国人でも、女性でも、同じルールに従ってやっていくことができれば認めてくれる懐の深さがアメリカにはあると思います。その中で、自分がどのようにやっていくことができるか、試してみるのも面白いと思います。日本で仕事をする上でよいところは、日本的価値観が共通理解としてあるため、いろいろ説明したり話し合ったりしないでも効率よく

仕事ができるのでしょうか。そのような価値観の一部だと思いますが、他人に対して優しいところも日本の社会のよいところだと思います。つまり、月並みですがどちらにもそれぞれ良いところがあるのです。その中で、自分にできること、自分にしかできないことをどれだけ見つけられるか、ということだと思います。

それでは、アメリカのロースクール3年制課程を卒業し法律事務所働いた経験は、日本に帰ってどのように生かせるのでしょうか。

私はアメリカでは弁理士資格（Patent Bar）も取り、特許弁護士としてUSPTO 審査官との面接や審判廷での口頭弁論など行いました。しかし、弁理士資格は永住権か市民権を持っていない限り国外に出ると無効になってしまうので、残念ながら日本から直接米国特許商標庁への手続きの代理を行うことはできません。しかし、その資格を失っても経験は失われるわけではありません。アメリカで特許弁護士として実際に働いた経験のある弁理士はごく少数なので、顧客の米国特許取得及び権利行使に当たって、前述の「自分にしかできない」お手伝いができるのではないかと思います。

また、昨年末、外国法事務弁護士の登録（外弁登録）を完了しました。この登録のためには本国とその他の国での実務経験があわせて3年以上（但し本国での実務経験が2年以上）あることが必要です。この登録を行うと日本においても顧客に対して原資格法についてのアドバイスができます。したがって、私は弁理士としての仕事に加えて、ニューヨーク州法及びアメリカ合衆国連邦法について顧客にアドバイスができることになったわけです。アメリカの知的財産にかかわる法律についてのアドバイス、さらにアメリカの法律事務所働いた経験を生かしてアメリカの弁護士との連携が必要な仕事など、「自分にできること、自分にしかできないこと」を通して顧客の力になれるプロフェッショナルとして頑張っていきたいと考えています。

（原稿受領 2004. 6. 29）